

3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情

受理年月日 令和3年8月20日

陳情者



付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

所得0円の世帯の国民健康保険料均等割、現行の7割軽減を9割軽減にしてください。

陳情理由

国民皆保険加入制度により、国民全て国の医療保険に加入しています。70歳未満の人全員（ゼロ歳児も含めて）医療費は病院代、薬代3割負担です。国保料は所得43万円以下は一律17,190円です。3割負担は国の制度ですが、国保料は各市町村が決定します。東大和市の国民健康保険料は、所得の割に負担が重いです。

憲法第25条に「健康で文化的な生活を営む権利を有する」と明記されています。低所得者、特に所得0円の世帯が保険料、医療費の支払いに困り、医療を受けるのをちゅうちょすることがないようにしてください。

また、「法の下での平等」という言葉があります。国保料は行政が施策として決定する国保税という税金です。税は所得に応じて納付（消費税は別）するのが大前提です。所得0円の人に課税するのは間違っていると思います。

参考

令和3年度は均等割57,300円（最大）の7割軽減は17,190円です。9割軽減は5,730円になります。